

八千代市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の実施に係る取扱要領

平成27年6月3日

(目的)

第1条 この要領は、八千代市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(市長が認める方法)

第1条の2 要綱第2条第3号に規定する市長が認める方法は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1第1号に規定する耐震診断の方法により評価したものをいう。

(事業の取下げ)

第2条 補助対象者は、要綱第9条に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに八千代市木造住宅耐震診断費補助事業取下げ届出書（要領第1号様式）を市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月11日から施行する。

要領第1号様式(第2条)

八千代市木造住宅耐震診断費補助事業取下げ届

年 月 日

(あて先) 八千代市長

住 所

申請者 氏 名 ⑩

電話番号

年 月 日付けで提出した八千代市木造住宅耐震診断費補助金交付申請
を下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

1. 補助対象住宅の所在地(地名地番)

2. 取下げの理由